

ポイント解説速報

金融庁、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」を公表

金融庁は、2022年6月13日、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」（以下「報告書」という）を公表しました。



ポイント

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等について審議を行い、その結果を報告書として取りまとめて公表した。
- **非財務情報の開示の充実**（府令改正事項）
有価証券報告書において、企業のサステナビリティ情報の開示、取締役会・委員会等の活動状況などのコーポレートガバナンスに関する開示等を拡充することが提言されている。
- **四半期開示の見直し**（法改正事項）
金融商品取引法の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」する方向性が示されている。
「一本化」にあたって、四半期決算短信の提出義務の対象、開示内容の見直し、虚偽記載に対するエンフォースメント及び監査法人による保証の有無については、今後も議論を継続する。

I. 報告書公表の背景

企業情報の開示は、投資家の投資判断の基礎となる情報の提供を通じ、資本市場において効率的な資源配分が実現されるための基本的インフラであり、投資判断に必要なとされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められます。また、中長期的な企業価値にとって重要な課題を開示事項とすることを通じ、企業がそれらの課題について必要な検討と取組みを行うことが期待されています。

前回の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでは、財務情報のみならず、それを補完する記述情報が企業と投資家との対話の基盤として特に重要性を増しているとの問題意識の下、その在り方全体について検討を加え、報告がとりまとめられました（2018年6月）。これを受けて、制度改正や実務への浸透を図る継続的な取組みが進められてきた結果、企業と投資家との対話や開示実務の進展などにより、企業情報の開示、特に記述情報の開示の充実が進み、その有用性は着実に高まっています。

一方、近年、サステナビリティの重要性の急速な高まりや企業のコーポレートガバナンスに関する議論の進展等、企業を取り巻く経済社会情勢の大きな変化が生じています。また、「成長と分配の好循環」を柱とする「新しい資本主義」の実現に向けた議論も進んでおり、現在の資本主義経済が抱える、持続可能性の欠如、中長期的投資の不足、気候変動問題の深刻化といった課題に対応し、資本市場の機能発揮を促すとの観点から、企業開示のあり方の検討が求められています。これと同時に世界から人材・企業・資金を呼び込む「国際金融センター」実現に向けた取組みも進み中、国内外で気候変動対応に関する取組みが加速しており、海外からの投資を呼び込む上では、このような国際的な動きを踏まえた資本市場の一層の整備が求められます。

こうした課題認識の下、金融審議会では、2021年6月の金融担当大臣からの諮問を受けてディスクロージャーワーキング・グループ（以下「DWG」という。）を設置し、2021年9月から9回にわたり審議を行い、この結果を踏まえて、本報告書を公表しています。

II. 非財務情報の開示の充実

1. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

① サステナビリティ全般に関する開示

我が国では、2020年10月、政府として2050年のカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、サステナビリティに関する取組みが企業経営の中心的な課題となるとともに、それらの取組みに対する投資家の関心が世界的に高まっています。我が国においてサステナビリティ開示に向けた検討を進めるための提言として、以下、有価証券報告書における開示に係る提言を中心に解説します。

i 有価証券報告書における開示

サステナビリティ情報の法定開示への取込みについては、欧米で議論が進展しており、我が国においても、企業が法定書類でサステナビリティに関する考え方や取組みを開示することは、国際的な資本市場の整備の観点から最低限必要となってきたとの指摘がなされています。これまで、企業が重要なサステナビリティ情報を有価証券報告書において開示する事例もみられますが、【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】、【経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】といった項目に分散して記載されていたり、企業によって開示箇所が異なったりするといった事例がみられることから、明瞭性や比較可能性の確保が必要としています。

これを受けて、報告書では、投資家に分かりやすく投資判断に必要な情報を提供する観点から、核となるサステナビリティ情報を有価証券報告書に記載することができるよ

う、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設すべきとの提言がなされています。

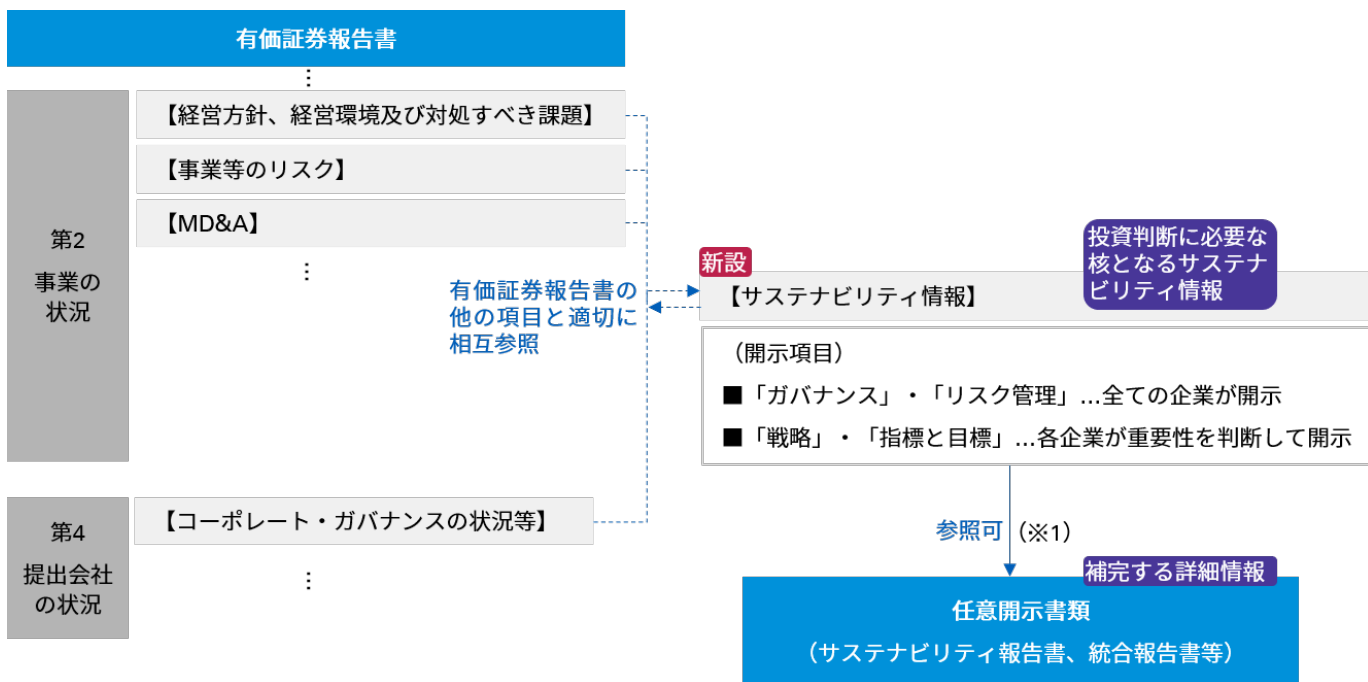
有価証券報告書における開示に係る提言

- 有価証券報告書において、サステナビリティ情報の記載欄を新設し、国際的な比較可能性を勘案して、TCFDのフレームワークにおける4つの構成要素（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」）の枠での開示を基本とする
- 「ガバナンス」、「リスク管理」については、全ての企業が開示する
- 「戦略」、「指標と目標」については、開示が望ましいものの、各企業が重要性を踏まえて開示の要否を判断する

（各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、投資家にとって有用な情報である当該判断やその根拠を含めた開示を積極的に行うことが強く期待される）

なお、記載欄の新設に当たっては、有価証券報告書の他の項目における開示や、任意開示書類における開示との棲み分けについても考え方が示されています（【図1】参照）。

【図1】 他の開示との棲み分け



報告書をもとにあずさ監査法人作成

(※1) ただし、有価証券報告書で任意開示書類を参照することは、現在の実務では両書類の公表時期に差があることに留意が必要としている。将来的には両書類の公表時期をそろえていくことが重要であり、実務的な検討や環境整備を行っていくという考え方が示されている。

② 気候変動対応に関する開示

気候変動関連開示については、国内外の企業や投資家の関心の高まりを踏まえると特に開示が期待される分野です。国際的な比較可能性を確保する観点からは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB審議会）の気候関連開示基準の策定の議論に積極的に参画するとともに、本年度中最終化予定のISSB審議会の気候関連開示基準を踏まえ、我が国におけるサステナビリティ基準委員会（SSBJ）において迅速に具体的開示内容の検討に取り掛かることが期待されるとしています。このため、以下の提言がなされています。

気候変動対応に関する開示に係る提言

現時点においては、有価証券報告書に設けるサステナビリティ情報の「記載欄」において、企業が、業態や経営環境等を踏まえ、気候変動対応が重要であると判断する場合、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の枠で開示することとすべきである

なお、国際的な指標として確立しつつある温室効果ガス（GHG）排出量については、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1・Scope2（注）のGHG 排出量について、企業において積極的に開示することが期待されるとされている。

（注）Scope1：事業者自らによるGHGの直接排出、Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3：Scope1・Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）。

③ 人的資本、多様性に関する開示

人的資本や多様性については、長期的に企業価値に関連する情報として、近年、機関投資家においても着目されており、多くの国際的なサステナビリティ開示のフレームワークで開示項目となっています。

こうした背景を踏まえ、我が国においても、投資家の投資判断に必要な情報を提供する観点から、以下の提言がなされています。

人的資本、多様性に関する開示に係る提言

- 中長期的な企業価値向上における人材戦略の重要性を踏まえた「人材育成方針」（多様性の確保を含む）や「社内環境整備方針」について、有価証券報告書のサステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」の枠の開示項目とする
- それぞれの企業の事情に応じ、上記の「方針」と整合的で測定可能な指標（インプット、アウトカム等）の設定、その目標及び進捗状況について、同「記載欄」の「指標と目標」の枠の開示項目とする
- 女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差について、中長期的な企業価値判断に必要な項目として、有価証券報告書の「従業員の状況」の中の開示項目とする

2. コーポレート・ガバナンスに関する開示

① 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況

我が国において、取締役会の機能発揮に向けた取組みが進められており、取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況の開示についてはコーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類で一定の進展がみられます。また、米国、英国、ドイツ、フランスなどにおいて、法定開示書類で詳細に開示されており、活動状況に対する投資家の関心の高まりがみられます。こうした背景を踏まえ、報告書では、以下の提言がなされています。

取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況の開示に係る提言

- 取締役会、委員会等の活動状況の「記載欄」を有価証券報告書に設けるべきである
- 当該「記載欄」においては、個々の上場企業により取締役会と執行部門との関係や委員会等の役割や権限に幅があることに鑑み、監査役会等の活動状況の開示と同様、まずは、「開催頻度」、「主な検討事項」、「個々の構成員の出席状況」を記載項目とすべきである

なお、これらの開示情報を補足し、これまでのコーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類における開示の進展を生かすとの観点から、上記の「記載欄」において、詳細な情報については、コーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類を参照することも有用としています。

② 監査の信頼性確保に関する開示

監査の信頼性確保に関する開示については、前回のワーキング・グループ報告以後の取組みとして、(i) 監査役等の活動状況の開示、(ii) 監査上の主要な検討事項(KAM)の開示、(iii) 内部監査部門が取締役会や監査役等に対して適切に直接報告を行う仕組み(デュアルレポーティングライン)の構築が進められています。報告書では、以下の提言がなされています。

監査の信頼性確保に関する開示に係る提言

- 監査役会等における実質的な活動状況の開示を求め、投資家と監査役等との対話を促進させていくことが重要であることから、以下を現在の有価証券報告書の枠組みの中で、開示することが望ましい
 - 監査役又は監査委員会・監査等委員会の委員長による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明
 - KAMについての監査役等の検討内容
- 内部監査体制の基本的な情報は投資家にとっても有用と考えられることから、有価証券報告書において、デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明を開示項目とすべきである

③ 政策保有株式等に関する開示

政策保有株式については、その存在自体が、我が国の企業統治上の問題であるとの指摘もあるところ、投資家と投資先企業との対話において、政策保有株式の保有の正当性について建設的に議論するための情報が提供されることが望ましいとされ、以下の提言がなされています。

政策保有株式等に関する開示に係る提言

- 政策保有株式の発行会社と業務提携等を行っている場合の説明については、有価証券報告書の開示項目とすべきである
- 政策保有株式の議決権行使の基準についても、例えば、「記述情報の開示の好事例集」等を通し、積極的な開示を促すべきである

III. 開示の効率化

1. 四半期開示の見直しの方向性

「新しい資本主義」をはじめ、中長期的な視点に立った企業経営と四半期開示の関係に関する議論が改めて高まっている状況を踏まえて、DWGでは、四半期開示のあり方について、改めて点検が行われました。報告書では、金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には、内容面での重複や開示タイミングの近接が指摘されており、エンフォースメントなどを工夫することにより、両者の「一本化」を通じたコスト削減や開示の効率化が可能であると考えられるとしており、具体的には、以下の方向性が示されています。

四半期開示の見直しに係る提言

- 金融商品取引法の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられる

報告書では、「一本化」の対象は、第1・第3四半期であることが明確化されており、第2四半期報告書（又は半期報告書）については維持する方針であると考えられます。

なお、四半期報告書ではなく、四半期決算短信に集約する理由として以下が示されています。

- 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがあること
- 投資家への積極的情報開示が行われている四半期決算短信に関しては、投資家に広く利用されていること。また、一部の企業においては、その発表と併せて充実した決算説明資料を公表し、さらには経営幹部によるアナリスト等とのQ&Aの模様などを公表する動きが進んでおり、こうした積極的な開示姿勢の後押しも重要であること
- 「正確性の担保」という点からは、四半期報告書の形でなくても、代替的な手法（例えば、四半期決算短信を臨時報告書として開示することにより担保する方策等）により確保することも考えられるとの指摘があること

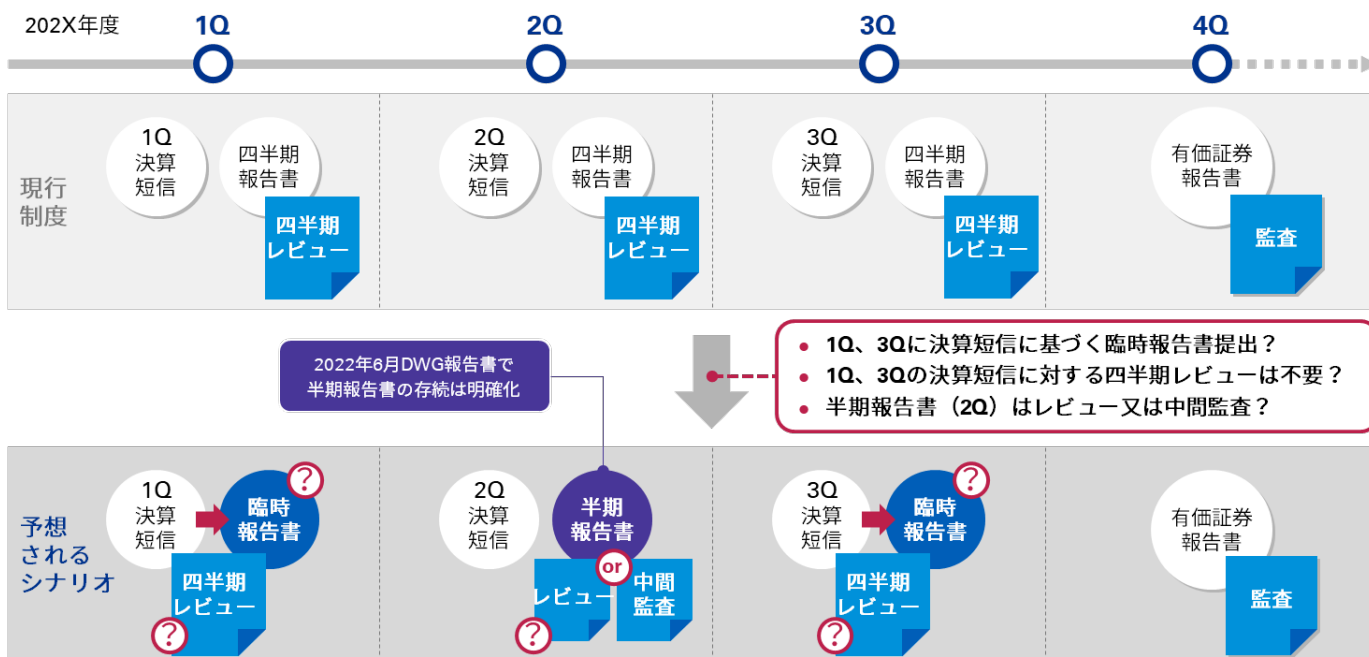
2. 「一本化」に向けた課題

「一本化」を進めるにあたっては、以下をはじめとする課題について今後も継続して議論を深めていくとされています。

重点テーマ	審査内容
四半期決算短信の提出義務の対象	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無をどう考えるか
四半期開示の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一本化した四半期決算短信にどのような記載を求めるか
虚偽記載に対するエンフォースメント	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一本化した四半期決算短信の虚偽記載に対し、どのような責任を課すか ■ 四半期決算短信を臨時報告書で開示することにより、エンフォースメント手段を確保するとの対応策についてどう考えるか
監査法人による保証の有無	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一本化した四半期決算短信に対し、監査法人によるレビューの必要性についてどう考えるか ■ 半期報告書に対する監査法人の保証のあり方（レビュー／中間監査）についてどう考えるか

以上を踏まえると、予想される四半期開示への影響は【図2】のとおりです。

【図2】 予想される四半期開示への影響



報告書をもとにあずさ監査法人作成

3. その他

このほか、以下の項目について、審議結果が報告されています。

項目	主な内容
適時開示のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 投資家の投資判断上、よりタイムリーに企業の状況変化に関する情報が企業から開示されるよう、取引所において適時開示の促進を検討すべきである。その検討に当たっては、適時開示のエンフォースメントのあり方についても整理することが期待される 投資家は、リスク情報等について前広な開示を求める傾向にあることから、情報の作成者と利用者との間に生じている「期待ギャップ」の解消にも取り組んでいくことが望まれる
有価証券報告書の株主総会前提出	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書の提出タイミングについては、それぞれの企業が置かれた状況や投資家との対話も踏まえつつ、例えば、まずは、必ずしも十分に早い時期でなくとも株主総会前に有価証券報告書を提出するといった取組みが期待される
重要情報公表のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> (我が国では多くの上場企業による重要情報の公表タイミングは証券取引所の立会時間終了後（いわゆる「引け後」）の15時以降に集中していると指摘されていることを受け、) 決算情報を含む重要情報の公表タイミングについては、社内手続きなどを了したタイミングで速やかに開示することが基本であり、このような開示を促す取組みを進めるべきである
「重要な契約」の開示	<ul style="list-style-type: none"> 以下の重要な契約に関する開示について、開示要件の明確化すべきである <ul style="list-style-type: none"> 企業・株主間のガバナンスに関する合意 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 ローンと社債に付される財務上の特約
英文開示	<ul style="list-style-type: none"> 東京証券取引所のプライム市場は、グローバルな投資家との建設的な対話を念頭に置いており、積極的に有価証券報告書の英文開示を行うことが期待される EDINETにおいて、外部の翻訳ツールを利用しやすいよう改修を進める。また、中長期的には、法定開示書類の英訳に適した翻訳機能の精度向上に取り組むことも支援策として有効である
有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載事項の関係	<ul style="list-style-type: none"> 両者の開示には、内容の重複が指摘されており、両者の特徴やそれぞれの開示システムの利便性等を踏まえて整理することが考えられる

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されません。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「SSB™」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。